

答 申 第 550 号

第 1 審議会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が行った、本件審査請求の対象となる保有個人情報を一部開示とした決定のうち、戸籍謄本等職務上請求書の「事件の種類、代理手続の種類及び戸籍の記載事項の利用目的」及び住民票の写し等職務上請求書の「利用目的の内容」のうち、本件特定の個人の氏名を非開示とした決定は妥当であるが、その他の部分を非開示とした決定は妥当でないため開示すべきである。

第 2 本件審査請求に至る経過

- 1 令和 2年 7月 1日、審査請求人は、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。以下「旧条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

請求者本人の戸籍謄抄本等を申請したことの記載がある戸（除）籍謄抄本等交付申請書（添付書類を含む）（令和○年○月○日～令和○年○月○日）

- 2 同月13日、実施機関は、本件開示請求に対して、「令和○年○月○日及び令和○年○月○日に、請求者本人の戸籍謄抄本等を発行した際の戸（除）籍謄抄本等交付申請書（添付書類を含む）（熱田区証明書交付センター分）」（以下「本件保有個人情報」という。）を特定し、次の理由により個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

- (1) 旧条例第20条第 1項第 3号に該当

本件保有個人情報には、開示請求者以外の者に関する個人情報が含まれており、それを開示することにより、当該個人の正当な権利利益が侵害されるおそれがあるため。

- (2) 旧条例第20条第 1項第 4号に該当

本件保有個人情報には、事業を営む個人の印影が含まれており、これは当該事業を営む個人の内部管理に関する情報であって、開示することにより当該事業を営む個人の事業運営に支障をきたすと認められるため。

- 3 同年 9月17日、審査請求人は、本件処分のうち、「事件の種類、代理手続の種類及び戸籍の記載事項の利用目的」及び「利用目的の内容」を非開示にした部分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分のうち、令和〇年〇月〇日申請（令和〇年〇月〇日処理）分の利用目的を一部非開示とした部分と、令和〇年〇月〇日申請（令和〇年〇月〇日処理）分の利用目的を一部非開示とした部分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 戸籍法や住民基本台帳法には不正の手段により戸籍に関する証明書や住民票の写し等の交付を受けた時には罰則が設けられている。

(2) 交付申請書にも偽り、その他不正の手段により交付を受けた時は、罰則があることや基本的な人権又はプライバシーの侵害につながる恐れのある場合には、交付できないことが記載されている。

(3) 目的欄に記載された内容と実際にされた内容が違っていた場合、偽り又は不正の手段により審査請求人の個人情報を取得され、審査請求人のプライバシー権が侵害されたことになり、慰謝料や損害賠償について検討する必要がある。

(4) 令和元年 6月26日の福岡地方裁判所での判決でも住民基本台帳法が、住民票の写し等の請求をすることについて、一定の要件を設け、（住民基本台帳法12条以下）住民票の写しの請求が不当な目的によることが明らかな場合には市町村長がこれを拒むことができ、偽りその他不正の手段による住民票の写しの取得に対して罰則規定（同法46条 2号）を設けており、個人に関する情報が適切に管理されることを想定していることからすれば、（住民票の写し等職務上請求書においても、「本請求書は、個人情報の保護の重要性に鑑み、慎重に取扱い、購入された会員以外ご使用にならないようお願い致します」との注意書きが付記されている。）自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくないと考えerことは自然であり、住民基本台帳において適切に管理されることにより、自己が欲しない他者にはみだりに開示されないものと期待するのも当然であるところ、この期待は保護されるべきものであると判断されている。

(5) 2004年 3月～2017年12月に弁護士会で少なくとも10件が職務上請求の不正使用で懲戒処分をされている。

- (6) 審査請求人の個人情報である戸籍に関する証明書や住民票の写し等は請求者に交付されているにもかかわらず、請求者が申請の際に記載した目的について開示されないのは、審査請求人の権利を侵害していない確認ができず審査請求人の知る権利等も侵害しており違法不当である。
- (7) 住所、氏名、本籍地、生年月日、従前の住所、世帯の情報等について、審査請求人が、自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくないと考えることは自然であり、住民基本台帳において適切に管理されることにより、自己が欲しない他者にはみだりに開示されないものと期待するのも当然であり、この期待は保護されるべきものである。このことからすれば、本件の一部非開示である「利用目的の種別」「利用目的の内容」が開示されないことは違法不当である。
- (8) 実施機関が審査請求人の個人情報を審査請求人に無断で開示したことにより、突然、抵当権抹消登記の権利者として訴訟提起されている。審査請求人が欲しない他者(他の抵当権抹消登記の権利者)にも審査請求人の個人情報が記載された訴状が送付されている。
- (9) 審査請求人は、抵当権抹消登記については異議がなかったものの、訴状の内容やご連絡と題する書面については疑問があったため、答弁書を提出の上、第1回口頭弁論期日に出席して和解条項のとおり和解した。つまり、突然の訴訟提起に審査請求人は対応を余儀なくされており不利益を受けている。
- (10) 反論意見書に添付した書類は、2004年から2017年までに弁護士会で弁護士が、職務上請求の不正申請や戸籍謄本・住民票などの不正な取り扱いによって懲戒処分を受けた記録である。弁護士であっても不正な取り扱いをすることもあることと、これらは利用目的が開示されないと明らかにされないことである。名古屋市の戸籍に関する証明書交付申請書や住民票の写し等交付申請書には、偽り、その他不正の手段により交付を受けたときは、30万円以下の罰金に処せられることも記載されており実施機関が利用目的を明らかにして審査請求人に確認させないことは自己情報コントロール権を侵害しており違法不当である。
- (11) 本件は、職務上請求書を使い弁護士が審査請求人の住民票の写しや戸籍謄本等の個人情報を取得しているが、弁護士は代理人にすぎない。審査請求人の個人情報を必要としているのは弁護士の依頼人である。取得することによって得られる利益も弁護士の依頼人である。

実施機関は、（弁護士の依頼人にとって、当該情報は他者に知られたくない情報であると考えられる。）という一般論を弁明の理由にしているが、本件では審査請求人の自己が欲しない他者に知られたくない住所、氏名、本籍地、生年月日、従前の住所、世帯の情報等についてはすでに開示されていて、開示されたことにより依頼人は抵当権抹消登記手続の裁判を起し利益を得ている。裁判を起せば、委任状も依頼人が知られたくないと思う思わないにかかわらず閲覧することができる。

また、（審査請求人に開示すると、今後、当該依頼人が弁護士への依頼を躊躇するような状況が考えられ）と不確かな推測の元に開示しない理由を弁明しているが、そもそも弁護士に代理人を依頼するような依頼人の場合、裁判についても検討している可能性が非常に高く、裁判になれば上記のとおり委任状の閲覧も可能なことから委任の内容を相手方に知られるからと弁護士への依頼を躊躇したり、裁判で利益が得られる可能性がありながら弁護士への委任の内容を知られることを理由に裁判をあきらめたりしないはずである。

窓口に来た人で本人・配偶者・直系血族でない人は、「つかいみち」をくわしく書く必要もあり、頼まれてきた場合には、別途、委任状が必要であることも記載されている。偽り、その他不正の手段により交付を受けたときは、30万円以下の罰金に処せられることが記載されていることからすれば、審査請求人のプライバシーが不当に侵害されていない確認をすることができないことで審査請求人の自己情報コントロール権を侵害しており違法不当である。

(12) 名古屋市職員には公正な職務の執行の確保に関する条例が定められており、弁護士の依頼人の権利のみを保護するような本件の今回の処分については違法不当である。

(13) 弁明書には、「弁護士への依頼内容に関する情報が含まれており、弁護士の依頼人にとって、当該情報は他者に知られたくない情報であると考えられる。依頼人が弁護士への依頼を躊躇するような状況が考えられる。」とあったが、私が請求を出した時点で、裁判を起さされ、和解をして相手は利益も得ているので、それはあてはまらないと思う。相手は既に裁判を起していることから、裁判の中で、委任状を確認することもできるし、第三者であっても150円を支払えば確認ができる。その中には、どういうことを依頼したかが記載されている。

(14) 依頼人が裁判を起してきて、他人の情報は知りたいが、自分の情報は知られたくないというのは虫が良すぎる。公平公正でない対応をされている。

と思う。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 審査請求人は本件処分のうち、利用目的に関する情報について、偽り又は不正の手段により審査請求人の個人情報取得され、審査請求人のプライバシー権が侵害されたか否かを確認する必要がある、また非開示となることにより審査請求人の知る権利等が侵害されているとの考えにより処分の取消しを求めている。
- 2 しかし、一部非開示とした利用目的の情報には本件職務上請求書の請求者である弁護士への依頼内容に関する情報が含まれており、弁護士の依頼人にとって、当該情報は他者に知られたくない情報であると考えられる。
また、これらの情報を審査請求人に開示すると、今後、弁護士への依頼を躊躇するような状況が考えられ、弁護士に依頼するという正当な権利を侵害することになる。
- 3 したがって、これらの情報を開示することは、審査請求人以外の者の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められることから、旧条例第20条第1項第3号に該当する。

第 5 審議会の判断

1 争点

戸籍謄本等職務上請求書（以下「本件職務上請求書①」という。）の「事件の種類、代理手続の種類及び戸籍の記載事項の利用目的」及び住民票の写し等職務上請求書（以下「本件職務上請求書②」という。）の「利用目的の内容」（以下まとめて「本件非開示情報」という。）が、旧条例第20条第1項第3号に該当するか否かが争点となっている。

2 旧条例の趣旨等

旧条例の目的は、第1条に規定しているように市民の基本的人権の保護及び市政の適正かつ円滑な運営の確保に寄与しようとするものである。そして、このような目的を達成するためには、市が保有する自己の個人情報は、開示が原則とされている。

しかし、開示請求の対象となる個人情報の中には、法令又は条例の規定で本人に開示をすることができないと明示している情報や、社会通念上本人に開示をすべきでないもの、開示をすることにより他者の正当な権利利益を侵

害したり、あるいは行政の公正又は円滑な運営が阻害されたりするものなど、本人に対してであっても、例外的に非開示とせざるを得ないものがある。

このため、立法者は、旧条例の制定に際し、制度の趣旨及び個人情報の開示の原則を定めるとともに、なお、例外的に非開示とせざるを得ない情報があると判断し、これを旧条例第20条第1項各号において非開示情報として具体的に類型化している。

この例外的な非開示情報については、個人情報開示の原則に照らし、できる限り制限的に解すべきであるが、個人情報の開示を請求する権利は、プライバシーの権利の保障の観点から、旧条例によって具体的に認められたものであることから、開示か非開示かは、旧条例の条文を解釈して判断すれば足りる。

したがって、当審議会における具体的事案の審理に際しては、旧条例第20条第1項各号に該当するか否かが、条文の文言、趣旨及び目的に照らして判断されるべきものである。

3 本件職務上請求書について

(1) 本件職務上請求書①は、本件職務上請求書①の請求者である弁護士（以下「本件職務上請求者」という。）が戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条の2第4項の規定に基づき提出したものである。本件職務上請求者の職印が押されており、本件職務上請求者の事務所所在地・事務所名・氏名・登録番号・電話番号、請求の対象となる本籍、筆頭者の氏名、請求に係る者の氏名、事件の種類、代理手続の種類及び戸籍の記載事項の利用目的が記載されており、相続関係図が添付されている。

(2) 本件職務上請求書②は、本件職務上請求者が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条の3第2項の規定に基づき提出したものである。本件職務上請求者の職印が押されており、本件職務上請求者の事務所所在地・事務所名・氏名・登録番号・電話番号、請求の対象となる住所又は本籍、世帯主・筆頭者の氏名、請求に係る者の氏名、利用目的、利用目的の内容及び業務の種類が記載されており、相続関係図が添付されている。

4 旧条例第20条第1項第3号該当性について

(1) 本号は、開示請求者以外の者の個人情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるもの又は開示請求者以外の特定の者を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがある情報を非開示とする

ことを定めたものである。

(2) 本件非開示情報には、本件職務上請求書①及び本件職務上請求書②（以下まとめて「本件職務上請求書」という。）に記載された目的のために申請を本件職務上請求者に依頼した者（以下「本件依頼人」という。）が、交付を受けた戸籍全部事項証明書及び戸籍の附票をどのような目的で利用するかに関する情報が直接的に記載されており、当該情報は開示請求者以外の者の個人に関する情報である。

(3) 本件非開示情報を開示することにより、本件依頼人という特定の個人が識別できるか否かに関わらず、本件非開示情報は、本件非開示情報に記載されている当該目的に係る行為を行うのであれば、当該行為の手続の中で審査請求人に対して知らされるものであり、本件職務上請求書による戸籍謄抄本等の交付申請を行った時点で、本件依頼人は、そのことを認識していたと考えられる。

ただし、本件非開示情報には、開示請求者である審査請求人以外の者の氏名が含まれている。当該部分は、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであり、当該部分を開示すると、当該審査請求人以外の者の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められる。

以上のことから、本件においては、本件非開示情報のうち、審査請求人以外の者の氏名は、開示すると当該審査請求人以外の者の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められるが、それ以外の部分を開示することによる正当な権利利益を侵害する可能性は低く、そのため、自己情報のコントロール権という開示請求制度の趣旨に照らすと、本件非開示情報のうち、審査請求人以外の者の氏名以外の部分を開示することにより、正当な権利利益を侵害するおそれがあるとまでは認められない。

(4) 以上のことから、本件非開示情報のうち、審査請求人以外の者の氏名は旧条例第20条第1項第3号に該当すると認められるが、それ以外の部分は、旧条例第20条第1項第3号に該当するとは認められない。

5 上記のことから、「第1 審議会の結論」のように判断する。

第6 審議会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 2年12月11日	本件審査請求に係る諮問書の受理

令和 3年 1月14日	本件審査請求に係る弁明書の受理
2月25日	本件審査請求に係る反論意見書の受理
令和 4年11月 4日 (第 288回審議会)	調査審議
12月 2日 (第 289回審議会)	調査審議
令和 5年 1月13日 (第 290回審議会)	審査請求人の意見を聴取
2月 3日 (第 293回審議会)	調査審議
3月 3日 (第 294回審議会)	調査審議
4月21日 (令和 5年度第 1回審議会)	調査審議
5月19日 (令和 5年度第 2回審議会)	調査審議
6月16日 (令和 5年度第 3回審議会)	調査審議
7月18日	答申